

# 遺伝子スパイ事件について

大 家 重 夫

## 一、発端

平成一三(二〇〇一)年五月一〇日日経など夕刊各紙は、米司法当局が、日本人研究者二人が、アルツハイマー病に関係する遺伝子サンプルを盗み出し、日本に持ち帰ったとして、経済スパイ違反、盗品の州間移送、偽証罪などの罪で起訴したとの発表を報道した。

二人とは、平成一一(一九九九)年日本に帰国し、当時、理化学研究所に勤務の岡本卓氏と当時、カンザス州カンザシテイ在住、カンザス大学助教授の芹沢宏明氏である。

一九九七年から一九九九年にかけて、岡本卓氏はオハイオ州のクープランド・クリニック財団(CCF)のラーナー研究所に勤務し、アルツハイマー病の研究をしていた。

芹沢宏明氏は、一九九六年からカンザスシテイのカンザス大学メデイカルセンターに勤務していた。

平成一三年五月九日午前八時半頃、カンザス大学メデイカルセンター駐車場に着いた芹沢氏は、男性三人、女性一

人のFBI捜査官によって、逮捕され、手錠をかけられ、駐車場の路上で全身を検査され、FBIのガンザス支局に連行され、その後、ガンザス連邦地裁に護送された。

芹沢氏、日本にいる岡本氏の二人は、起訴された。以下被告と呼ぶ。

岡本卓被告は、この時点で日本におり、日本の理化学研究所研究員となっていた。

#### 「オハイオ州の連邦地検の発表」

日本の五月一〇日付け各紙は、オハイオ州の地検の発表を掲載した。

- 一、岡本被告は、ガンザス大研究所で、アルツハイマー病治療薬の研究をしていたこと、
- 二、理化学研究所に移籍直前の一九九九年(平成十一年)七月、研究所保管のDNAや細胞株を盗み出して、四個の箱に詰め、

三、芹沢被告に預け、同年八月に再渡米して、必要な試料だけ日本に持ち帰った。

四、地検は、この行為は、DNAなどの研究材料は、研究所の財産である。

五、これを持ち出して日本に持ち込んだことは、米国の経済スパイ法違反に当たるとした。

六、一九九九年(平成十一年)九月、FBIの聴取を受けた際、偽証した疑いがある、とも報じた。

七、経済スパイ法は、違反が外国政府、外国政府の代行機関を利用することを意図して、行為を行った者を五〇万ドル

以下の罰金又は一五年以下の禁錮又は、両方の刑を併合した刑に処せられることも規定していた。

翌五月一日、日本の各紙は、米国司法省の発表の要旨を掲載した。

〔発表要旨〕

- 一、オハイオ州クリーブランドの大陪審は、岡本卓被告（四〇）と芹沢宏明被告（三九）の二人を経済スパイ法違反、盗品の州間移送、当局への偽証の罪で起訴した。
- 一、岡本被告は一九九七年から一九九九年にかけて、クリーブランド・クリニック財団（CCF）のラーナー研究所に勤務し、アルツハイマー病治療の研究をした。
- 一、芹沢被告は一九九六年二月からカンザスシテイのカンザスシテイ大学メデイカルセンターに勤務した。
- 一、二人は、一九九八年から一九九九年にかけて、共謀してCCFから遺伝子や細胞を持ち出した。
- 一、二人は他の人物とともに、理研にその遺伝子などを提供し、利益をもたらした。
- 一、理研は一九九九年四月頃、岡本被告に研究者の地位を与えると申し出た。
- 一、一九九九年七月、岡本被告と第三者の「ドクターA」は、共謀し、岡本被告がいた実験室から遺伝子などを持ち出した。また持ち出さなかった遺伝子を破壊した。
- 一、岡本被告は、住居としていたクリーブランドの「ドクターB」の自宅に遺伝子などが入った箱四個を保管。その後、箱をカンザスシテイの芹沢被告の元に送った。
- 一、岡本被告は、CCFを辞め、一九九九年八月ごろから理研で研究、米国に戻り、芹沢被告の研究所から遺伝子の箱を回収した。

## 二、芹沢被告

二〇〇一年（平成一三年）五月一日毎日夕刊は、芹沢被告は、一〇日昼、保釈金二万ドル（約二四〇万円）支払い保釈された、と報じた。

二〇〇一年五月一七日の日経は、芹沢被告は、オハイオ州アクロンの連邦地裁四四二号法廷での五月一六日罪状認否の場で、無罪を主張した、と報じた。

二〇〇二年五月、芹沢被告は、連邦地裁で、偽証罪を認める司法取引に応じた。

検察は、経済スパイ法違反を取り下げた。

二〇〇三年五月、連邦地裁は、罰金判決を下した。

## 三、岡本被告

二〇〇三年（平成一四年）三月、米国は、日本に対し、岡本被告の身柄の引渡を要求した。両国は日米犯罪人引渡条約を結んでいた。

二〇〇四年（平成一六年）二月二日、東京高検は、岡本卓被告の身柄を拘束した。

東京高検は、また、引渡審査を東京高裁に請求した。これらを報じた二〇〇四年二月三日付け日経は、「元理化学研究所チームリーダー」と報じ、理研を退職していることを示していた。

岡本被告は、芹沢被告のいる米国に行き、芹沢のため、自分のため、弁明することはなかった。

#### 四、逃亡犯罪人引渡

二〇〇四年（平成一六年）三月二十九日、東京高裁須田裁判長は、岡本被告について、その身柄を認めない決定を出した。

東京高等裁判所は、次のように解した。

##### 一、引渡拒絶事由の存否

条約三条は引渡の要件として、犯罪の嫌疑を要求している。これは、ア、請求国の法令に基づく引渡犯罪の嫌疑が認められなければならないか、イ、それが認められなくても、被請求国の法令に基づく犯罪の嫌疑が認められれば、足りるのか。

二、少なくとも、請求国の法令に基づく犯罪の嫌疑がなければ、条約などが要求する犯罪の嫌疑が認められない。

条約三条は、「引渡しは、引渡しを求められている者が被請求国の法令上引渡し請求に係る犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があること、又はその者が請求国の裁判所により有罪の判決を受けた者であることを証明する十分な証拠がある場合に限り、行われる」と規定している。

法二条六項は、「引渡犯罪について請求国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がないとき」を引渡拒絶事由の一つとする旨規定している。

条約三条の「引渡し請求に係る犯罪」と法二条六項の「引渡犯罪に係る行為」は、同じである。

手続きにおいて、請求国の側に、一定の罪責立証を要求するか否か。要求する制度を採るその趣旨は、「人権保障の見地から、引き渡される者が請求国の裁判で有罪とされる見込みがあるかどうかを被請求国において審査するこ

と」にあると、解される。

条約にいう「引渡しに請求に係る犯罪」と法にいう「引渡犯罪に係る行為」は、本来は、請求国の法令に基づく引渡犯罪ないしこれに該当する行為を意味する。

場合によっては、被請求国の法令に基づく犯罪ないしこれに該当する行為を含んでも用いられることもある。

少なくとも、請求国の法令に基づく引渡犯罪の嫌疑が認められなければ、条約二条、法二条六号が要求する犯罪の嫌疑が認められない

反対の説（検察官）「被請求国である我が国の法の下で犯罪行為と評価される行為について嫌疑が認められれば足りる。」は、採用しない。

### 三、嫌疑の有無

本件では、請求国の法令に基づく犯罪を岡本被告が行ったと疑うに足りる相当な理由があることを証明する十分な証拠がなければ、そのほかの点を判断するまでもなく、逃亡犯罪人を引渡すことができない場合に該当することになる。

請求国の法令に基づく犯罪行為は①共謀罪、②経済スパイ罪、③盗品州外輸送罪である。経済スパイ罪について、岡本被告側は試薬等を持ち出して損壊した事実は基本的に争わないが、試薬等の所有権の帰属などを争っている上、それらの行為は岡本被告が自分の下で研究をしていた博士研究員が裏切り行為をしたという悪感情や、研究を乗っとられたくないという気持ちからした幼稚な嫌がらせにすぎず、経済スパイ活動ではないと主張している。

経済スパイ罪が成立するには、岡本被告が外国機関である理研の利益を図ることを意図し、また知っていたことが認められなければならないが、陳述書は、理研の利益のために経済スパイ活動として営業秘密を盗み出したり破

壊したのではないという岡本被告の言い分をそれなりの説得力を持って説明している。

双方の資料を総合して検討すると、岡本被告が理研の利益になることを意図し、またはこれを知っていたと疑うに足りる相当な理由があるとは認められない。

盗品州外輸送罪については、検察官も試薬の市場価値や商業的価値は算出不能と自認しており、五千ドル以上の物品であるという成立要件を満たしていない。

共謀罪は、経済スパイや盗品州外輸送を共謀したというものだから、岡本被告がこれに及んだと疑うに足りる相当な理由が認められないのは明らかである。

## 五、私 見

この事件は、まず、事実関係が分からない。

一、この事件が始めて報道された時、岡本被告とラーナー研究所の上司との関係がよくなかったと想像した。

二、また、岡本被告は、研究所との間に契約書があったであろうし、この点はどうだったか。損壊した物は、岡本被告の所有権のある物とそうでない物の区別はできなかったか、知りたかったか。

三、結局、芹沢被告については、米国で、岡本被告については、東京高裁で、それぞれ裁判があった。裁判が一箇所でないから、真実は分からない。事実関係が統一されていない。

四、東京高裁は、請求国（米国）での経済スパイ行為の違反行為を岡本被告が行っていない、と判断して、岡本被告の身柄引渡を認めなかった。

引き渡しは、岡本被告の行為が、米国、日本の両国の法令に違反するという、双罰性が要件であるが、日本には経済スパイ法に当たる法律はなく、刑法の窃盗罪でいいのか、と言った議論があったが、東京高裁決定は触れなかった。

日本の検察側は、日本の窃盗罪などの疑いがあれば足りる、と主張していた。

東京高裁決定は、米国の法令に基づく犯罪であっても、十分な証拠があるかを検討したうえでなければ、引き渡せない、というものである。

相手国での有罪の見込みがなければ、人権保障の見地から引き渡せない、とする。

これは、今後の日本の方針と確立するか、するとすれば、結構であると考ええる。

五、米国側の立場に立つと、岡本被告が、経済スパイ法違反に該当する様な疑いの試料の持ち出し、損壊行為をしているから、是非、岡本被告に尋問したかったであろう。

米国は、本気で、経済スパイ法違反と考えていたのだろうか。あるいは、何故、強硬に岡本被告の引渡を要求しなかったのだろうか。

六、高裁決定によると、岡本被告が、「試薬等の所有権の帰属などを争っ」ているとし、経済スパイ罪に当らぬとした。「岡本被告が自分の下で研究をしていた博士研究員が裏切り行為をしたという悪感情や、研究を乗っとられたくないという気持ちからした幼稚な嫌がらせ」であったと認定したことは、驚きであった。

岡本被告の部下の博士研究員の名前は遂に報じられていないが、これは本当であろうか。

七、一九九九年八月頃、岡本被告を受け入れた理研は、持ち込まれた試料を理研では使わず、理研での組織ぐるみの関与を否定していた。しかるに、二〇〇一年七月岡本被告の辞職願いを受理し、辞職させていた。理研は、あくま



で岡本被告を守るべきではなかったか。岡本被告の行為が、日本人の部下へのいやがらせと、判断を下していたのならば、岡本被告をの雇用を続けるべきだった。

八、「走れメロス」(太宰治)のセレンテウスのように、芹沢被告は、岡本被告を待ったが、彼は渡米しなかった。

岡本被告は、米国に行かなかったのは、(一)、経済スパイ法に該当し、有罪になり、監獄に入るのがいやだったからか。(二)、理研にも利益をもたらしており、理研を巻き添えにしたくなかったからか。(三)、経済スパイ法に該当せず、無罪との確信は、法廷での外国語は分からず、弁護士費用もかかるし、自身無罪になり、芹沢被告も釈放させる自信がなかったからか。

九、日本の理研は、外国人の研究員を受け入れたり、日本の大学は、国費による研究費によって、外国人研究者を受け入れているが、日本も米国の経済スパイ法に相当する法律を制定する必要はないか。

遺伝子スパイ事件については、私には、このような数々の疑問が生じた。

橋本昂之氏は、高校時代から、この遺伝子スパイ事件について、関心を持っておられた。私の担当する二〇〇五年度専門演習において、この東京高裁二〇〇四年(平成一六年)三月二九日決定を担当され、卒業論文として完成された。

この論文は、日経バイオビジネスなどあまり一般には知られていない資料も渉獵されており、このテーマについての文献を殆んど見ない現在、非常有益であると考ええる。

NTT西日本へ就職された橋本昂之氏が今後とも、知的財産法への関心を持続していただきたいと冀(ねが)う。

なお、本論文を私への古稀記念論文集へ収録させて頂くことになったことについて、橋本昂之氏、石川真人助教授へ感謝する次第である。